

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布による。

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年立川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 養育者 次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>(4)～(6) ……略……</p> <p>(所得制限)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該所得のあつた翌翌年の1月1日から1年間は対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に<u>掲げる</u>控除対象配偶者及び同項第34号に<u>掲げる</u>扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 養育者 次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>(4)～(6) ……略……</p> <p>(所得制限)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該所得のあつた翌翌年の1月1日から1年間は対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に<u>規定する</u>控除対象配偶者及び同項第34号に<u>規定する</u>扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この</p> |

号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ……略……

2及び3 ……略……

(助成の範囲)

第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に掲げる高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の

この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ……略……

2及び3 ……略……

(助成の範囲)

第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の

合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 ……略……

3 前2項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 ……略……

3 前2項に規定する助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。